

ご相談ください 在宅高齢者のためのサービス

松前町では、在宅高齢者の生活を支援するため、介護予防・生活支援などを希望される方に一定の基準を設け、次のサービスなどを提供しています。

(条件によっては希望に添えない場合があります。)



介護予防・生活支援サービス

配食サービス	調理が困難な独居高齢者などに対し、食事（昼食）を各家庭まで届け、また本人の安否確認を行っています。
生活管理指導員派遣 (生活支援ヘルパー)	生活管理指導員（ヘルパー）を派遣し、高齢者の日常生活・家事などの支援を行っています。
生きがい活動支援通所 (生きがいデイサービス)	家に閉じこもりがちな高齢者に、松前町総合福祉センターで、日常動作訓練、レクリエーションなどの各種サービスを提供しています。
寝具類等洗濯消毒 乾燥消毒サービス	衛生管理が困難な独居高齢者などに、寝具・衣類の洗濯、乾燥などを行っています。
生活管理指導短期宿泊 (自立支援ショートステイ)	介護者などが留守をする場合、高齢者が特別養護老人ホームで一時的に生活を送ります。
老人日常生活用具給付等	独居高齢者などに、電磁調理器・火災報知器などの生活用具を給付・貸与しています。（電磁調理器などの購入前の事前申請が必要です。）
緊急通報体制等整備	独居高齢者などの安否確認や相談、また急病などの緊急時に備え、緊急通報装置を貸与しています。
介護予防住宅改修	介護予防のための小規模な住宅改修費の一部の支援で、所得税非課税世帯の方が対象です。（住宅改修前の事前申請が必要です。）
成年後見制度利用支援	高齢者で重度の痴呆の症状をもつ方などで、四親等以内の親族がいないなどの方の法定後見制度の申立てなどを行っています。
軽度生活援助 (生活援助ボランティア)	ボランティアなどを活用し、高齢者の軽易な日常生活上の援助を行っています。 (いきいきサービス“ふれあい”に直接お申込みください。☎984-9222)

家族介護支援サービス

家族介護用品の支給	要介護度4・5程度の高齢者を介護していて、町民税非課税の家族に介護用品（オムツなど）を現物支給しています。
家族介護者ヘルパー資格 受講支援	高齢者の介護経験がある方で、2・3級のホームヘルパー資格の取得をめざす方に、受講料の一部を助成しています。

その他サービス

特殊入浴サービス (寝たきり入浴サービス)	自宅での入浴が困難な方を、自宅と施設を送迎し、施設の特設浴槽による入浴を提供しています。
在宅寝たきり老人等 介護手当支給	重度の寝たきり・重度の痴呆高齢者を介護している家族に対し、介護手当を支給しています。
在宅介護支援センター	在宅介護支援センターとは、高齢者とその家族に対して、在宅介護に関する相談助言や必要なサービスの利用を可能にするための連絡・調整などの総合的な相談を受け付ける機関です。

問い合わせ・相談

役場介護保険課	健康生きがい係	☎985-4115
在宅介護支援センター	『みどり』	☎985-2121
〃	『鶴寿荘』	☎985-0405
〃	『菜の花』	☎984-7366
〃	『エンゼル』	☎984-6407

